

(仮称) 玉清水ウィンドファーム環境影響評価方法書  
に対する環境の保全の見地からの知事意見

- 1 対象事業実施区域周辺には住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、風力発電設備を住居等から離隔するなど、風力発電設備の配置等に十分配慮すること。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺は、ガン類、ハクチョウ類、亜種ヒシクイ及び海ワシ類の渡りの移動経路になっている可能性があることから、これらを含む渡り鳥に対する重大な影響を回避又は極力低減するため、渡り鳥の生態特性に十分留意し、複数の専門家から意見聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。  
また、渡り鳥の自動録音調査について、渡来の遅い夏鳥の生息を把握するため、春季の調査期間を「3～5月」から「3～6月」に変更すること。
- 4 対象事業実施区域及びその周辺はイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、鳥獣保護区はオオセッカ、チュウヒ及びヘラシギ等の青森県レッドデータブック（2020年版）記載種の生息地であることから、飛翔ルート等について十分に現地調査を行い、影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や規模を検討すること。
- 5 対象事業実施区域及びその周辺には、耕作地(牧草地)があり、明るい場所を好む動植物の重要種及びその生息・生育地が存在する可能性があることから、複数の専門家の意見を聴取した上で、耕作地（牧草地）及びその林縁部に調査地点を追加すること。
- 6 対象事業実施区域及びその周辺は、重要野鳥生息地(IBA)及び生物多様性重要地域(KBA)が存在している。風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、可能な限りこれらの森林や植生、保全地域等を避けるとともに、大規模な土地の改変を回避すること。
- 7 対象事業実施区域周辺には、アップルヒル展望台、狼野長根公園等の青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」のほか、梵珠山、津軽フラワーセンター展望台等の主要な眺望点が多く存在している。  
これら多くの眺望点からの眺望景観への重大な影響が懸念されることから、十分

な現地調査により、眺望点からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

- 8 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。
- 9 対象事業実施区域周辺には、青森県民の森・梵珠山、東北自然歩道及び芦野池沼群県立自然公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が多数存在しており、風力発電設備の設置により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や規模を検討すること。
- 10 事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。  
また、事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。